

第 1 条(取扱の準則)

- 関西ブロードバンド株式会社(以下「当社」といいます。))は、当社が定めたこの「J-Bee 光サービス約款」(別表を含みます、以下「本約款」といいます。))に基づき、「J-Bee 光」、「J-Bee 光電話」、「J-Bee 光テレビ伝送サービス」(以下「本サービス」といいます。))を提供します。
- 本サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。))又は西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。))から卸電気通信役務の提供を受けて当社が提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービスおよびインターネット接続サービスです。なお、本条以下において、NTT 東日本と NTT 西日本を総称して「NTT 東西」といいます。
 - 本約款は、本サービスの利用に関し、当社及び別途定める契約者に適用するものとし、契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、本約款を遵守するものとします。

第 2 条(約款の変更)

- 当社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
- 当社は、本約款を変更するときは、その内容を、契約者に対して当社の定めた方法により適宜通知するものとします。

第 3 条(通知・連絡等)

- 当社は、契約者への通知・連絡等を、当社ウェブサイト (<https://www.kansai-bb.com/>) に掲載して行うことがあります。
- 契約者は随時、当社ウェブサイトを開覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
 - 本約款もしくは個別約款に基づいて当社が契約者に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
 - 契約者が当社ウェブサイトを確認したか否かに関わらず、当社がウェブサイト上に通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した場合、すべての契約者に対し、通知・連絡等がなされたものとします。

第 4 条(用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第 8 条(利用申込)に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第 9 条(申込みの承諾)に基づき当社が承諾することにより成立します。
契約者	本約款に基づき当社との間で本サービス契約を締結している方
料金等	当社が定める本サービスの提供に係わる料金その他契約事項の変更に伴う費用及びこれにかかる消費税等の総称。
契約者回線	本サービスの提供を受けるために、契約者が設置する電気通信回線。
契約者端末	本サービスの提供を受けるために、契約者が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器。
フレッツ光	NTT 東西がそれぞれの「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する IP 通信網サービスをいい、これらの IP 通信網サービス契約約款を併せて以下「IP 契約約款」といいます。
フレッツ光回線種別	別表 1 に定めるフレッツ光の回線種別。
フレッツ契約	NTT 東西からフレッツ光の提供を受けるための契約。
転用	本サービス契約を締結することにより NTT 東西とフレッツ光契約を締結した個人または法人(以下「転用資格保有者」といいます。))が、その利用する IP 通信網サービスをフレッツ光から本サービスにより提供する IP 通信網サービスに切り替えること。
転用承諾番号	転用資格保有者が転用を目的として第 8 条(利用申込)に基づき本サービス契約の申し込みをするにあたり、事前に NTT 東西から取得している必要のある所定の番号。

第 5 条(提供エリア)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、NTT 東西のフレッツ光ネクスト提供エリアに準じます。

第 6 条(契約の単位等)

当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の本サービス契約を締結します。

第 7 条(品目、オプションサービス等)

本サービスの対象となる品目は次のとおりとします。

(1)回線種別

種類	内容
J-Bee 光 戸建タイプ(1G)	最大 1Gbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける戸建向けサービス
J-Bee 光 戸建タイプ(200M)	最大 200Mbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける戸建向けサービス
J-Bee 光 戸建タイプ(100M)	最大 100Mbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける戸建向けサービス。
J-Bee 光 マンションタイプ(1G)	最大 1Gbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス
J-Bee 光 マンションタイプ(200M)	最大 200Mbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス
J-Bee 光 マンションタイプ(100M)	最大 100Mbps までの符号伝送が可能な FTTH 接続機能をご利用いただける集合住宅向けサービス

(2)オプションサービス

種類	内容
J-Bee 光電話	主として音声通信の用に供することを目的として電装交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)を使用して行う当社の IP 電話サービス
J-Bee 光テレビ	映像通信網サービスであって、NTT 東西が映像通信網を使用して行う電気通信サービスの契約者回線からの着信のために提供するものうち利用回線を使用して提供するサービス

2. 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。
3. 当社または当社が本サービスに用いる電気通信回線の提供者(NTT 東西を含みます。)は、契約者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および契約者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や通信速度を制限することができます。かかる制限の内容は、当社が別途定めるものとします。
4. 契約者は、自身の費用負担および責任において、契約者端末を取得するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。
5. 当社が契約者への本サービスの提供を開始する日(以下「本サービス開始日」といいます。)は、以下のとおり定めます。
 - (1) 転用(ただし、第 8 条(利用申込)第 3 項の(2)に定める選択をした個人または法人を除く)の場合は、本サービス契約の成立後、NTT 東西への当社所定の処理が完了した日を本サービス開始日とします。
 - (2) 前号以外の場合は、本サービス契約の成立後、当社所定工事が完了し、本サービスに係わる回線が開通した日とします。

第 8 条(利用申込)

本サービス契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)は、申込をする個人または法人(以下「申込者」といいます。)が、本約款を承諾のうえ、当社所定の方法により次の各号に定める事項を当社に申告のうえ、行う必要があります。

- (1) 氏名または名称、法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 住所
 - (3) サービス品目、および希望オプションサービス
 - (4) 契約者回線に関わる終端の場所(設置場所住所)
 - (5) 料金等の支払方法
 - (6) 前各号に定める事項のほか、当社が別途定める事項
2. 申込者のうち、転用のために本サービス契約の申込をする転用資格保有者は、前項に定めるほか、前項の申込にあたり、転用承諾番号を当社に提出する必要があります。
 3. 前項の申込者は、第 1 項所定の申込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスの回線種別(フレッツ光回線種別に相当する品目があります。)を(1)転用前に利用していたフレッツ光回線種別とするか、または(2)転用前に利用していたフレッツ光回線種別と異なる品目(ただし、当社の別途定める範囲内の品目に限ります。)にするかを選択することができます。かかる申込者には、第 1 項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するかを、および、(2)を選択する場合は、転用後に利用することを希望する卸役務利用サービスの品目を、当社に申告する必要があります。

第 9 条(申込みの承諾)

本サービス契約は、前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。

2. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 6 号または第 7 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内には是正されないときに、当社所定の方法にてこの契約者に通知することにより、または本サービス契約を解除することができます。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がない場合
 - (2) 本サービスを提供することが、技術上その他の理由により、困難な場合
 - (3) 利用申込をした時点で、本約款の違反等により他の利用契約が停止中であり、又は過去に本約款の違反等で利用契約の取消を受けたことがある場合
 - (4) 利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載があった場合
 - (5) 利用申込をした時点で本サービスの料金等の支払を怠っていること、又は過去に支払を怠ったことがある場合
 - (6) クレジットカードによる料金等の支払方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合、または、事後に認められなくなった場合
 - (7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明した場合
 - (8) その他本サービス契約の申込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
3. 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。
4. 本サービス契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、第 8 条(利用申込)第 3 項に定める卸役務利用サービスの品目の変更に必要な工事を行います。

第 10 条(転用時の特則)

第 8 条(利用申込)に基づく転用のための本サービス契約の申し込みにより本サービス契約が成立した契約者(以下「転用会員」といいます。)について、当社は、NTT 東西とその契約者との間に成立していたフレッツ光契約を転用の実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、その転用会員に代行して NTT 東西に対して行います。転用会員は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、第 8 条(利用申込)に基づく申込みにあたりその転用会員が当社に申告した事項(転用承諾番号を含みます。)を NTT 東西に提供することに同意します。

第 11 条(卸役務利用サービスのタイプの変更)

契約者は、本契約の成立後において、卸役務利用サービスの品目(フレッツ光回線種別に対応するものであり、以下同様とします。)の変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行う必要があります。ただし、変更を希望する前後のタイプによっては、行えないものがあり、これについては当社が別途定めます。

2. 前項の手続きが完了した場合、当社は、その日時を契約者と調整のうえ、当社所定の工事を実施します。変更後のタイプの卸役務利用サービスは、かかる工事が完了し、回線が開通した後に利用することができます。
3. 前二項に基づく変更前のタイプと変更後のタイプとで適用される月額費用(本約款の 23 条、24 条、25 条、26 条、27 条、28 条、29 条、30 条、31 条、32 条に定めます。)が異なる場合、変更後のタイプに対応する月額費用は、前項に定める利用が可能となった日の翌日から適用されます。

第 12 条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、利用開始日の属する月の月末までとします。

2.契約者は、利用開始日の属する月の途中で本サービスを解約した場合には、利用開始日の属する月の月末まで利用料金が発生するものとします。ただし、キャンペーン等の特例が適用される場合は、この限りではありません。

第 13 条 (契約事項の変更等)

契約者は、本サービス契約の申込みにあたり当社に申告した第 8 条 (利用申込) 第 1 項各号所定の事項について変更があった場合、すみやかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。契約者がかかる届け出を行わなかったこと、または、かかる届け出を遅延したことにより不利益を被ることがあっても、当社は、何らの責任も負いません。

2.前項の事項のうち、その変更について当社の承諾が必要として当社が別途定めるものについては、前項の届け出を第 9 条 (申込みの承諾) 第 2 項に準じて扱います。

第 14 条 (契約者回線の移転)

契約者は、第 5 条 (提供エリア) 所定の区域内に限り、契約者回線の移転を求めることができます。ただし、NTT 東日本提供エリアと NTT 西日本提供エリア間の移転は認められません。その場合、契約者は本サービス契約の廃止申込み、および移転先での本サービス契約申込みを当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。

第 15 条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に当該契約者に通知することなく、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第 33 条 (禁止事項) の行為、又は個別約款において禁止事項として定められた行為を行った場合
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3) 当社の料金等の支払債務に履行遅延又は不履行があった場合
- (4) その他、本約款又は個別約款等に違反した場合
- (5) 当社及び他のネットワークに対して損害を与える可能性のある場合、又は破壊、攻撃を目的とした迷惑行為を認められた場合
- (6) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合

2. 前項の規定に従い本サービスの提供が停止された場合、当該契約者は提供の停止までに発生した料金、当該停止期間のサービス料均等、本サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の定める方法で一括して支払うとともに、当社の指示に従い当社より貸与された物を返還するものとします。なお、当社は、既に支払われた料金等を返還する義務を一切負わないものとします。

第 16 条 (提供の一時中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を一時中止することがあります。

- (1) 当社または NTT 東西の設備もしくは回線の保守上又は工事業やむを得ない場合
- (2) 当社および NTT 東西により通信利用が制限となる場合
- (3) 第 17 条 (通信利用の制限) の規定による場合
- (4) 第三者によって当社及び他のネットワークに対して損害を与える可能性のある場合又は破壊、攻撃を目的とした迷惑行為と認められた場合
- (5) 天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがあり、本サービスの提供をすることが困難となった場合
- (6) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本サービスの提供を中止することが必要であると判断した場合 (当社が契約者に割り当てる IP アドレスを切り替えるため、その契約者による本サービスの接続中に本サービスによる通信を一時的に中断する場合があります)

2.当社は、前項第 1 号の規定により本サービスの提供を一時中止しようとするときは、事前にその旨を契約者に当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第 5 号に定める本サービスによる通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3.本条第 1 項の規定により本サービスの提供を一時中止した期間についても契約者は料金等の支払が発生するものとします。

第 17 条 (通信利用の制限)

当社は、本サービスの提供に係る通信について、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生又は発生のおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置
- (2) 通信が輻輳する場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (3) 当社が別に定めるソフトウェア、通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
- (4) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (5) 当社が別に定める基準を超えるデータ量の送受信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置
- (6) 当該基準については当社ホームページに記載することとします

2.契約者が、当社または NTT 東西の設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、当該利用契約の本サービスの提供を停止すること等によってサービスの利用を制限することがあります。

第 18 条 (サービスの変更または廃止)

当社は、営業上、技術上その他の理由により本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。

2.前項の場合、当社は第 2 条 (約款の変更) の規定を準用します。

3.第 1 項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により契約者が何らかの損害その他不利益を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第 19 条 (当社が行う利用契約の解除等)

当社は、第 15 条 (利用停止) の規定により、本サービスの提供を停止された契約者が、利用停止期間中になおその事実を解消しない場合には、事前に当該契約者に通知することなく、その利用契約を解除することができます。

2.当社は、契約者が第 15 条 (利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条の規定にかかわらず、同条に定める利用停止の期間を設けることなく、かつ事前に当該契約者に通知することなく、本サービス契約を解除することができるものとします。

3.当社が本サービスの全部又は一部を廃止するとき、その契約者と当社との間の本サービス契約は、同時に解除されます。この場合当社は、当社の定めた方法により契約者にその旨を通知するものとします。

4.本条第 1 項により本サービス契約を解除された当該契約者は、本サービス契約の解除までに発生した料金、当該停止期間のサービス料金等、本サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の定める方法と期限までに一括して支払うものとして当該契約者の期限の利益は喪失するものとします。月の途中で契約が解除されたときは、利用終了日の属する月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。また、当社より貸与された機器等は前項の通知後当社が指定する方法で、当社が指定する期限までに返還するものとします。

5.契約者が本サービス契約を解除した場合、当社はすでに支払われた料金等を返還する義務を一切負わないものとします。

第 20 条(契約者による本サービス契約の解除)

- 契約者が本サービス契約を解除しようとする場合には、契約者が、当社所定の方法により、解除希望月の 20 日までに当社に通知したものについて、解除希望月の末日をもって、本サービス契約が終了するものとします
- 2.月の途中で契約が解除されたときは、利用終了日の属する月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。また、当社より貸与された機器等は前項の通知後当社が指定する方法で、当社が指定する期限までに返還するものとします。
 - 3.本条第 1 項により本サービス契約の解除の申し入れをした契約者は、本サービス契約の解除までに発生した料金、当該停止期間のサービス料金等、本サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の定める方法で一括して支払うものとして当該契約者の期限の利益は喪失するものとします。
 - 4.契約者が本サービス契約を解除した場合、当社は既に支払われた料金等を返還する義務を一切負わないものとします。

第 21 条(本サービス契約の自動終了)

第 1 条(取扱の準則)第 1 項に定める卸電気通信役務の当社への提供にかかる当社と NTT 東西との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第 22 条(設備の改修と撤去)

設備の改修及び撤去時に、建物等の復旧が必要となる場合の費用については、契約者が負担するものとします。

第 23 条(料金等)

- 契約者は、当社がそれぞれのサービス種別毎に本約款で別に定める料金等の支払義務を負うものとします。
- 2.契約者は、本約款で定める料金等(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)を当社が定める方法によって支払うものとします。
 - 3.当社は料金等を変更することができます。この場合、当社は当該変更により影響を受けることになる契約者に対し、当社ホームページ上の掲示など当社が定める方法により通知するものとします。
 - 4.契約者は、本サービスを利用するにあたり NTT 東西との契約で発生する代金の支払については、NTT 東西が定める料金、方法によって支払うものとします。
 - 5.料金等の体系は、次のとおりとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 工事費用
 - (3) 月額費用
 - (4) その他の料金
 - 6.前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表 2 に定めるとおりとします。

第 24 条(NTT 東日本の回線開通工事費の未払分割払い金の扱い)

- 本サービスへの転用前に契約者が NTT 東日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事費用の分割払金について、契約者は、本サービス契約成立時点での NTT 東日本からの分割払金残額分相当額を、当社に支払うものとします。
- 2.前項により契約者が当社に支払う分割払いの金額は、本サービス契約時に通知します。

第 25 条(NTT 西日本の回線開通工事費割引の解約金の扱い)

本サービス契約の成立前に NTT 西日本と締結したフレッツ光契約の下でフレッツ光回線の開通工事について「初期工事費割引」の適用を受けていた転用会員は、本サービスの開始によるフレッツ光から卸役務利用サービスへの切替えに伴うフレッツ光の利用の終了を理由として、NTT 西日本からかかる「初期工事費割引」の解約金の請求を受けることはありません。ただし、その転用会員が NTT 西日本とのフレッツ光契約の下におけるフレッツ光回線の開通月から所定の期間内に本サービス契約を解約した場合は、別表 2 に定める、かかる解約金の相当額を当社にお支払いいただきます。

第 26 条(料金等の請求時期及び支払期日)

- 本サービスの契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービス提供を開始した日から起算して本サービス契約の解除があった日の属する月の月末までの期間について、別表 2 に規定する利用料金の支払いを要します。
2. 本サービスの課金開始月は、月額で定める料金(ユニバーサルサービス料を除きます。)をその利用日数(第 12 条(最低利用期間)の規定による最低利用期間に満たない場合を除きます。))に応じて日割りいたします。
 3. 暦月ごとの料金はその月の末日を請求料金等の締め日とします。
 4. 利用料金の支払期日は、利用月の前月の当社が指定する日とします。
 5. 前各号の定めにより、本サービスの料金等の請求を受けた契約者は、当社が定める期日までに、当社が定める方法により、その料金等を支払うものとします。

第 27 条(契約解除の場合における課金の停止)

当社は、月の途中で第 19 条(当社が行う利用契約の解除等)または第 20 条(契約者による本サービス契約の解除)の規定による本サービス契約の解除が完了した場合、契約解除日の属する月の末日をもって、契約者に対する課金を停止するものとします。

第 28 条(割増金)

契約者は、本サービスの利用料金等を不正に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額を割増金として当社が指定する期日までに一括して支払うものとします。

第 29 条(利用不能の場合における料金等の精算)

- 当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスの全部を全く利用できない状態(その本サービス契約に係る当社設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。)に陥った場合、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻(以下「起算時」といいます。)から起算して 48 時間以上連続した場合、起算時から 24 時間ごとに日数を計算し(1 日に満たない時間については切り捨てます。)、その日数に対応する当該本サービス契約の本サービスについての料金等(月額料金に 12 を乗じて 365 日で割って除した額に日数を乗じて計算。以下「契約者非負担料金」といいます。))については、当該契約者はこれを負担しないものとします。但し、天災地変等、当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害、また、第 16 条(提供の一時中止)の規定により本サービスの提供を中止した場合はこの限りではありません。また、当社貸与物の交換のために生じた時間は各サービスの全部を全く利用できない状態から除くものとします。
- 2.前項の場合、当社は当社が適当と判断する方法により契約者非負担料金の返還等を行うものとします。また、翌月分以降の料金等と相殺することにより、契約者非負担料金の返還に代えることができるものとします。
 - 3.当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。
 - 4.契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、契約者はその権利を失うものとします。

第 30 条(料金等の不返還)

当社は、本約款もしくは個別約款において明示に定める場合の他、いかなる理由があっても当社が契約者より受け取った工事代金、初期費用、月額料金等について一切返還する義務を負わないものとします。

第 31 条(遅延利息)

契約者は、本サービスの利用料金等又は割増金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年率 14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとする。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 32 条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、支払いを要する額は、別表に定める料金等の額に消費税相当額(消費税法、昭和 63 年法律第 108 号及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額。)を加算した額とします。当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 33 条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者もしくは弊社の著作権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者もしくは弊社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他、他者もしくは弊社に不利益もしくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 他者もしくは弊社を誹謗、中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損するおそれのある行為
 - (5) 公序良俗に反する行為もしくは、そのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
 - (6) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 事実 に 反する、又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (10) サービスによりアクセス可能な弊社又は他者の情報を改ざん、消去する行為
 - (11) 選挙の以前運動等公職選挙法に違反する行為
 - (12) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為又は嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
 - (13) 本人の同意を得ることなく、又は不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為
 - (14) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為
 - (15) アカウント等を不正に使用する行為
 - (16) 弊社又は他者の設備等に無権限でアクセスする行為
 - (17) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - (18) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - (19) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを貼る行為
 - (20) 第三者に対し有償で本サービスを利用させる行為(ただし、書面による事前の承諾がある場合はその限りではありません。)
 - (21) その他、弊社が不適切と判断する行為
- 2.本条第 1 項に該当する行為が確認された場合、第 19 条(当社が行う利用契約の解除等)に基づき、利用契約の解除を行うものとします。

第 34 条(免責事項)

弊社は、契約者が本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保障も行いません。

- 2.本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した契約者の損害について、弊社は本約款もしくは個別約款にて明示的に定める以外一切責任を負いません。
- 3.契約者が本サービスの申込みの拒絶、提供中、一時中止、停止、通信利用の制限、廃止、解除等において何らかの損害を被ったとしても、弊社は一切の責任を負いません。
- 4.契約者は本サービスの利用によって生じた第三者との紛争については、当事者間で解決するものとします。
- 5.契約者の行為によって、弊社が第三者へ損害賠償などを行った場合、その求償を契約者へ行う場合があります。
- 6.弊社は、契約者自営端末設備等の構築、改造又は変更を要することとなる場合であっても、それらに要する費用については負担しません。

第 35 条(著作権侵害)

契約者は、本サービスを通じて弊社が契約者に提供する情報(映像、音声、文章等を含む。以下同じ。)に関する著作権その他一切の権利が、弊社又は弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2.契約者は、本サービスを通じて弊社から提供される情報を事故の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載をしたり、私的利用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信などを行ってはならず、及び第三者をして行わしてはならないものとします。

第 36 条(個人情報の保護)

弊社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の情報(以下「個人情報」といいます。)を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- (1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先又は提携先に対し、本サービスの提供、宣伝活動及び契約者に対する情報の提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- (2) 協定事業者(弊社と相互接続協定を成立している協定事業者。)に個人情報を提供する場合
- (3) 本サービスのサービス向上等の目的で個人情報を集計及び分析等する場合
- (4) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて第三者に開示又は提供する場合
- (5) その他任意に契約者の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合
- (6) 裁判官の発付する札状により強制処分をして捜索・押収等がなされる場合、法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第 197 条第 2 項、弁護士法第 23 条の 2 等)がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合